

# (参考)「LGBT理解増進法案」の比較

	立憲・共産・社民案 (R3超党派議連案)	与党案 (R3超党派議連案を修正)	維新・国民案 (与党案を修正)	修正案 ⇒ 成立 (維新・国民案がベース)
法案名	性的指向及び <u>性自認</u> の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案	性的指向及び <u>性同一性</u> の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案	性的指向及び <u>ジェンダーアイデンティティ</u> の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案	性的指向及び <u>ジェンダーアイデンティティ</u> の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案
基本理念	<u>性自認</u> を理由とする <u>差別は許されない</u>	<u>性同一性</u> を理由とする <u>不当な差別はあってはならない</u>	<u>ジェンダーアイデンティティ</u> を理由とする <u>不当な差別はあってはならない</u>	<u>ジェンダーアイデンティティ</u> を理由とする <u>不当な差別はあってはならない</u>
性の多様性に関する研究	<u>調査</u> 研究を推進する	<u>学術</u> 研究を推進する	<u>学術</u> 研究を推進する	<u>学術</u> 研究を推進する
教育	理解増進に関し教育・啓発等を行う	理解増進に関し教育・啓発等を行う	理解増進に関し、 <u>保護者の理解と協力を得て行う心身の発達に応じた教育・啓発等</u> を行う	理解増進に関し、 <u>家庭及び地域住民等の理解と協力を得て行う心身の発達に応じた教育・啓発等</u> を行う
民間団体の活動	国・地方公共団体は民間団体の自発的な活動を促進するよう努める	国・地方公共団体は民間団体の自発的な活動を促進するよう努める	<u>規定なし</u>	<u>規定なし</u>
措置の実施等に当たっての留意	<u>規定なし</u>	<u>規定なし</u>	<u>全ての国民が安心して生活することができることとなるよう留意</u>	<u>全ての国民が安心して生活することができることとなるよう留意</u> ・政府は運用指針を策定